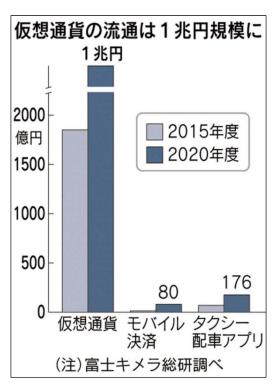
# SDNET-300 先見情報 No.79

# 『フィンテック (FIN TECH) ②』仮想通貨高まる存在感

インターネット上でやり取りできる「仮想通貨」の利用が国内でも広がってきた。小売りや外食店、ネット通販などで使える機会が増え、新たな決済手段として期待が高まっている。ただ、海外経済の動向や投機的な取引でお金の価値が乱降下するため、企業や消費者が安心して使うには、まだ課題がある。



仮想通貨を「支払い手段」と定めた改正資金決済法が4月1日に施 行され、「お金革命」に挑む企業とその課題を探る。

「仮想通貨に関する会計上の取り扱いを検討するよう提言します」。 日木の会計基準をつくる企業会計基準委員会(ASBJ)は3月28日、 「必要最小限の項目」と条件付きながらも審議入りを決めた。大枠の 取りまとめまで半年はかかる見込み。

ビット、リップル、ライトコイン――。仮想通貨の市場規模は2015年度で1850億円(富士キメラ総研調べ)。20年度には1兆円規模に膨らむとの試算がある。成長著しいモバイル決済でも80億円規模だ。

### ■会計基準、国内整備に遅れ

既存の会計ルールに沿えば、仮想通貨の保有者は貸借対照表の「棚卸資産」に、発行者は「負債」にそれぞれ計上するのが妥当だが、現状では会計基準がなく五里霧中の状態が続いている。簿外扱いの企業も多い。実際に仮想通貨が使われたり、価値が変動しても決まった反映方法はない。

後になって仮想通貨を持つ企業の投資評価をゆがめたり、巨額の損益か突然、表面化したりする恐れがある。

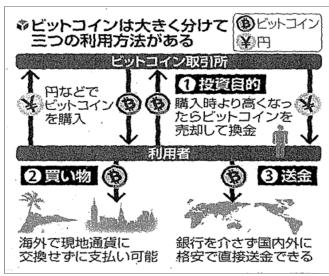
## ■仮想通貨、資産か費用か

国際会計基準(IFRS)ではポイント発行額を売り上げから相殺し、 全額を負債に計上する。ポイントが別の商品購入に使われた時点で改

めて売り上げとする。ポイントを大盤振る舞いする企業ほど影響は大きく、楽天は前期、ポイントを最大7倍に増やす 特典の費用がかさみ最終減益だった。「テジタル資産」との向き合い方が経営の重要テーマになっている。

フィンテックの波は仮想通貨にとどまらず、企業の資金調達やサプライチェーンなど「お金の上流」にも広がる。中でも注目は、個人がインターネットを通じて企業に直接お金を出す「クラウドファンディング」だ。企業の成長を後押しできれば、株式相場にもプラスにはたらく。

#### ロビットコイン



大手家電量販店のビックカメラは今月7日から、都内2店舗で仮想通貨の一つ「ビットコイン」で代金を支払えるようにした。ビットコインを使う買い物客は、店頭の端末にスマートフォンをかざせば会計が済む。

新たな決済サービス導入の狙いは、急増する訪日外 国人客の取り込みにある。ビットコインは世界中どこ でも使える手軽さと手数料の安さが受け、中国や欧米 で普及が進む。訪日客がドルなどの外国通賀を円に両 替すると、3%程度の手数料がかかるが、ビットコイン なら両替の必要がなく、手数料もかからない。

ビットコインを使える国内の店舗は 4 月初め時点で約5000 か所になったとみられる。この結果、訪日客以外の利用も伸びている。東京都中央区の回転ずし店「銀座沼津港」では、2 年前は月数回しかなかったビットコインの利用が、今年3 月は約70 回もあったという。「日本人の利用が予想以上に多い」

#### □利用者保護

追い風の一つが、4月1日付で施行された改正資金決済法だ。これまで法的な規定がなかった仮想通貨を、プリペイドカードや商品券と同じ「支払い手段」に位置付けた。仮想通貨の取引所を登録制とし、顧客資産の厳格な管理を取引所に求め、金融庁が監督するなど利用者保護の徹底にも乗り出した。

また、購入時にかかっていた8%の消費税も、7月から非課税となる。ビットコインの取引所を運営するビットフライヤー(東京都港区)は、「国のお墨付きを得て、決算手段として使う店舗が増える」と話し、普及に弾みがつくと期待する。

各国や中央銀行も対応を迫られている。世界最古の中銀であるスウェーデンのリクスバンクは「電子通貨 『e クローナ』の発行の可能性を検討する」と表明。同国はネット決済が広く普及し、現金の利用率が低い。しかし、仮想通貨が「世界共通の通貨」になれば、法定通貨の発行や金融政策を独占して行ってきた中国もデジタル通貨の調査を始め、日本銀行は各国の動向を注視している。

#### □乱高下

一方、今の仮想通貨にも課題が残る。投機目的の資金が流入し、相場の乱高下を抑えられない点だ。

ビットコインは、2140 年までの発行上限が2100 万ビットコイン(BTC=単位)と決められ、2 月時点で約1600 万 BTC が発行済みとされる。希少性が高く、将来の値上がりが見込めるとして投機の対象になっている。

昨年 11 月の米大統領選後の「トランプ相場」でドル高が進み、中国の通貨・人民元が急落した際には、中国人富裕層が手元資金を大量にビットコインにつぎ込んだとされる。今年 1 月 5 日に一時、1BTC=15 万円と史上最高値を更新したが、同日夜には 11 万円を下回った。購入者がビットコインを直後にドルなどの外貨に換金したとみられている。

世界で約2000万人の利用者がいるとされるビットコインは、外貨規制の厳しい中国や、自国通貨の価値が不安定な新興国の利用も多い。国際通貨研究所は「日本で個人が安心して使えるようになるには、法整備に加え、相場の安定が不可欠だ」と話す。

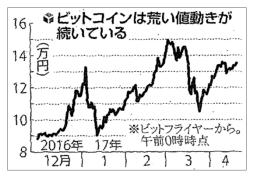
### □売却できず、犯罪の温床ートラブルも急増

国内でも仮想通貨の普及が進む反面、トラブルも急増している。

国民生活センターによると、仮想通貨の購入を巡る相談件数は 2016 年度に 634 件と、2 年前の 194 件から 3 倍に増えた。

東京都の30歳代男性は昨年夏ごろ、友人の知り合いとされる人物から「投資すれば半年で価格が3倍になる」と持ちかけられた。約200万円分の仮想通貨を購入し、その後売却して円に換金しようとしたが、仲介業者に買い取りを断られたという。茨城県の30歳代女性も、150万円分を業者に預けたまま、利用できないという。いずれも仮想通貨へ

の投資を口実にした詐欺の可能性がある。



仮想通貨の取引は匿名性が高く、マネーロンダリング(資金洗浄) やテロ資金になるなど犯罪の温床との懸念がある。海外では、取引所 がサイバー攻撃を受け、顧客が預けた仮想通貨が消失する被害も報告 されている。

国内では14年に、当時ビットコイン取引所で世界最大規模だった「マウントゴックス」が経営破綻。顧客が預けた多額の現金やビットコインがなくなり、一部を経営者が着服した容疑で逮捕される事件に発展した。仮想通貨の安全性に疑問符がつき、国内での普及に冷や水を浴びせた形となった。

国は取引所に対する監視強化など消費者保護の取り組みを始めたが、まだルールが不明な点は多い。

多額の仮想通貨を保有する企業が倒産した場合、現在の法律では仮想通貨を差し押さえの対象にできるのか、法解釈は分かれている。企業が保有する仮想通貨を、会計上どう処理するかも決まっていない。利用者が安心して仮想通貨を使える環境作りには、更なるルール整備が求められる。

貨幣がテクノロジーと結びつくことで生まれたこの仮想通貨は、「そもそも貨幣、お金とは何なのか」を人間にその根源から問うているのではないだろうか。

薄衣佐吉翁は、貨幣の機能を、①価値を測定し、②財貨を交換し、③支払決済し、④経済価値を貯蔵する、としている。貨幣そのものが富なのではなく、それと交換するモノ自体に価値がある。無論、それは商品には限らない。人と人のつながり、助け合い、モノには起因しない喜び。あらゆる物事にこそ大きな価値が含まれている。

貨幣はそもそも信頼関係の代替物に過ぎない。現実と仮想の狭間で貨幣が揺れる中、人間はそのことをあらためてじっくりと考えるべきである。